

令和4年第3回守山市農業委員会総会議事録

第3回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年3月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第10号～議第15号

議第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第11号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第12号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

- 議第 13 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 議第 14 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 10 号～報告第 16 号

- 報告第 10 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について
- 報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について
- 報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について
- 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による貸借解約通知について
- 報告第 14 号 農地使用貸借解約通知について
- 報告第 15 号 農地変更届出について
- 報告第 16 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1	北野 豊弘	2	川島 忠文	3	林 茂一
4	石田 達男	5	木村 伊太郎	6	寺田 久重
7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	12	寺田 英子
13	秋山 新治				

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 3 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 1 時 55 分)

○議 長

それでは、令和 4 年第 3 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、報告案件 7 件の合計 13 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

5 番 木村 伊太郎 委員

6番 寺田 久重 委員を指名いたします。

○議 長 (第7条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第10号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第10号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 (第9条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第10号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 10 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採
決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすること
に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計
画の決定をすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次の議題に入りますが、議第 11 号と議第 12 号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 11 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 12 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 11 号および議第 12 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

議第 11 号は農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）について農業委員会の決定をいただくことで、議第 12 号は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について意見聴取をいただくものです。

まず、議第 11 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 12 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 11 号および議第 12 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、まず議第 11 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でござ

ございますが、関連もございますので、議第 12 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

議第 10 号の集積計画では、賃料 10,000 円が多く、また、物納が多くありますが、議第 11 号 12 号では、議第 10 号と比較すると、賃料が総じて低く物納が少なくなっていますが、これは何か違いやアドバイスがあったのでしょうか。

○農政課 佐藤主事

議第 10 号の利用権設定は、相対による取引ですので双方が合意された内容で設定しております。議第 11 号 12 号では、農地中間管理機構が間に入り、賃料がお金の場合には借り人の金融機関の口座から引き落としして、農地中間管理機構が貸し人に振り込む形になっています。機構を通じて貸し人へ一括して支払いが出来るのがメリットとなっており、ほとんどの担い手の方が金納を希望されています。

物納では令和 4 年の 3 月以降の貸付申出から物納の取引は廃止されることとなりますので、それに先立ち中間管理機構から、物納からお金での賃借の案内があるようです。今回、物納が 2 件ありますが、これは借り人の意向であり

まして、全体では物納の件数が少なくなっています。

お金での支払いでは、双方が希望する金額を中間管理機構が調整されています。

以上、説明といたします。

○議長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」と叫ぶ者有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第11号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

続いて議第 12 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 13 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第13号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第13号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、8件でございます。

1番の案件です。(位置図 P2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,950平方メートル、同じく、〇〇 〇〇〇〇番 805平方メートル、同じく〇〇 〇〇〇〇番〇 1,200平方メートル、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 2,101平方メートル、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 779平方メートルの5筆の田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、1,069.7アール、通作距離は0.5~1.8キロメートルです。

2番の案件です。(位置図P3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 414 平方メートルの田です。
譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇
〇歳。譲受人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおり
です。譲受人の経営面積は 101.8. アール、通作距離は
0.5 キロメートルです。

3番の案件です。(位置図はP4・5)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,009 平方メートル、同じ
く 〇〇〇〇番 3,005 平方メートル、〇〇〇〇番 3,010
平方メートル、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,003 平方メ
ートルの4筆の田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と、大阪市〇〇〇区〇〇〇
丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、ならびに、大
阪市〇〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳です。譲受人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄
に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、382.9 アール、
通作距離は 1.5 キロメートルです。

4番の案件です。(位置図P6)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 137 平方メートルの

田です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおり
です。譲受人の経営面積は、105.7アール、通作距離は
0.3キロメートルです。

次に、5番6番7番の案件につきましては、あわせてご
説明いたします。(位置図P7)

5番、〇〇〇丁目 〇〇〇 〇〇〇番 115平方メート
ルの田で、譲渡人は、守山市〇〇〇丁目〇番〇〇号 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳です。

6番、同じく、〇〇〇丁目 〇〇〇 〇〇〇番 102平
方メートルの田で、譲渡人は、〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

7番、同じく、〇〇〇丁目 〇〇〇 〇〇〇番 66平方
メートル、および 〇〇〇番 62平方メートルの2筆の畑
で、譲渡人は、〇〇〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。

譲受人は、〇〇〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。契約内容はすべて売買。事由は事由欄にそれ
ぞれ記載のとおりです。譲受人の経営面積は、48.0アール、
通作距離は0.7キロメートルです。

8番の案件です。(位置図P8)

〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,524平方メートルの田で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、37.0アール、通作距離は1.0キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。また、第2号の法人要件については、個人であるため適用ありません。第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積(50アール)についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第13号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人の兄が無くなり相続を受けられたのですが、農業はされていませんでしたので耕作はできないとのことでした。譲り受け人は認定農業者であり、地域の担い手となっております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

昨年、相続された農地であります。この農地は道路の新設にともない残地となった農地で、隣地の所有者が譲り受け人になります。今回の話は譲り渡し人から申し出された案件となり、同じ町内の方が譲り受け人となりますので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人が規模拡大を考えていたところ、今回の所有者のお一人から承諾を得られ、とんとん拍子に話が進んだものです。耕作は息子さんが主となって耕作されます。問

題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

今回の対象農地の奥に譲り受け人の所有する農地があり、今まで耕作が難しかったので今回の売買の運びとなりました。譲り受け人の耕作条件は良くなりますので、問題はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長 長

続いて、5番6番7番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

5番6番7番の農地は奥まっておき、進入するには細い里道の利用でした。今回譲り受ける方は、当該地の隣接が家族の所有であり前面には大きな道路があるので利便性には問題なく、購入したいとの思いから売買の話がまとまったものです。

以上でございます。

○議長 長

続いて、8番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

所有者の離農意向により手放したいとのことから、近隣で規模拡大を考えていた譲り受け人との売買がまとまったものです。問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第 14 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第14号 農地法第条 4 第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 14 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 6 ページ、位置図は 11 ページからとなります。

こちらは、転用を目的とする権利移動の伴わない案件（自己転用の案件）でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 11、12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 303 平方メートル、登記地目は田、現況は宅地です。申請人は、〇〇市〇〇〇丁目〇番〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。事

由は住宅用地です。

備考欄に記載のとおり、昭和 44 年住宅建築時に宅地化したという無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 13、14)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 590 平方メートルのうち 146.07 平方メートル、登記地目は田、現況は宅地です。申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続です。事由は農家住宅の通路部分です。

備考欄に記載のとおり、過去 農業用倉庫の建築時に通路として造成した無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に

問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第14号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この土地の所有者は県外に住まいされている方になります。この度、売却することになり調査したところ農地であることが判明したので申請されたものです。すでに建物が構築されておりますが、擁壁が設置されていますので隣接の農地への影響は無いものと考えます。

よろしくご審議の程、お願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

住宅の建て替えによる通路の確保が必要になってきたことからの申請となります。現地は、平成4年に農業倉庫を建てられたときに、農業機械車両の通路として利用されています。隣接に申請人の農地がありますが、影響はなさ

そうです。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、昭和44年の案件で仕方がないのですが、半分以上が無断転用であり農地法をしっかりと順守していただきたいものです。

2番の案件は、4メートルの通路の確保ですが、その隣地に農業倉庫が建てられ、その増築部分が違法な建築物となるのと農業倉庫への通路も無断転用になっています。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

事務局にお願いします。今一度、2番の案件の詳細を説明してください。

○事務局

住宅の建て替えによる通路の確保になりまして、現在利用している出入口が里道を横断しており、この里道が接道

要件をみたさないことから、改めて進入路を確保されるもの
のです。

○議 長

その進入路は今回の申請地であり、農業倉庫への進入路
になっていて、その進入路が無断転用ですか。

周囲の他の土地はどうなっていますか。

○事務局

はい、許可を受けた農業倉庫に無断で建築物を増築され
た部分が無断転用であり、それに対する進入路も無断転用
になり、今回の申請地となります。

今回の転用申請と同時に、この通路の南側に農業倉庫へ
の進入路として転用申請が同時に申請されたのですが、農
業倉庫の増築部分が建築基準法に合致しない建物である
ことから、転用申請は認められないと返却しました。後の
残地である農地は農地変更届として「畑」の利用の届出が
ありました。

○議 長

その農業倉庫を建てた時の敷地や進入路はどのよう
になっていたのですか。

○事務局

当時の農業倉庫への転用の内容はわかりませんが、建築

物は農家住宅の一部とされたと聞いています。

○議 長

今回の申請地は認めていいのでしょうか。隣接の無断転用も含めて一体的に認められるようにするべきでしょう。

○事務局

農業倉庫などの無断転用やその進入路の是正の申請が提出されることが認められるようになることで、本件の許可証を交付したいと考えます。

○議 長

現在、申請人は書類を整理されているのですか。

○事務局

方針について検討されていると聞いています。違法建築物を取り壊すのか、適正な建物として許可を受けるのを検討するとのことでした。

○議 長

皆さん、いかがですか。

○議 長

違法物件があるのにそれを是正しないまま、認めるのはいかがでしょうか。

○事務局

申請される時点では、同時に許可を受けられるとの思い

であったようです。

○●番 ●● ●●委員

全面的な転用をされるべきかと思います。

○議 長

違法建築物を取り壊すのか、適正な建物として許可をとれば、転用は認められるでしょう。

○事務局

住宅の建築を急がれているようですが、是正をしないまま認めることは後々問題になりますので、農業倉庫の問題が解決され転用の申請がされた時、許可証を交付する取り扱いとさせていただきます。

○議 長

事務局の説明のとおりで、よろしいか。

(第10条発言) 「はい」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

それでは、質疑を終結し、直ちに採決を致します。

本件の1番は許可相当とすることとし、2番の案件は、許可相当であるといたしますが、隣接の農業倉庫の是正や転用の申請が提出された後に許可証を交付することに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の 1 番は許可相当とすることとし、2 番の案件は、許可相当であると思いますが、隣接の農業倉庫の是正や転用の申請が提出された後に許可証を交付することに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 15 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第15号 農地法第条 5 第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 15 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 7 ページ、位置図は 17 ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でご

ざいまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は4件でございます。

1番の案件です。(位置図 P17、18)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 310平方メートルの登記地目は田、現況は雑種地です。譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は、大津市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買。事由は駐車場です。備考欄に記載のとおり、昭和20～30年頃に造成し建物を建築した無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P19、20)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,739平方メートルの田で、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲受人は、大津市〇〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
相続で、契約内容は売買。事由は資材置場です。備考欄
に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、住宅・公共施設等が連たんした
区域に近接していることから、許可相当と考えます。また、
一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農
地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P21、22)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 849 平方メートルの田
で、譲渡人は 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 7.29 平方メ
ートル、および、〇〇〇〇番〇 99 平方メートルの2筆の
田で、譲渡人は 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 57 平方メー
ートルの田で、譲渡人は 〇〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。同じく 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 57 平方メ
ートル、および、〇〇〇〇番〇 51 平方メートルの2筆の
田で、譲渡人は 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

〇〇歳です。

譲受人は、守山市〇〇〇丁目〇番〇〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因はそれぞれ記載のとおりで、契約内容は売買。事由は貸資材置場です。備考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P23、24)

〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 345平方メートル、および、同じく〇〇〇 〇〇〇番〇 4.97平方メートルの2筆の田で、貸人は 守山市〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。借人は、甲賀市 〇〇町〇〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳と〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。事由は分化住宅で、〇〇 〇〇 さんの実家の土地に建てられるもので、開発許可に該当し

ます。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇幼稚園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第15号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番2番、4番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、無断転用の是正でありまして、当時は農業倉庫がありましたが取り壊され駐車場としている案件です。今回の申請は、当該地の近隣にあります企業の従業員用の駐車場として申請になります。

2番の案件は、各地で進む地区計画での住宅地開発への資材置き場としての転用になります。

4番の案件は、娘夫婦が戻ってこられるための分家住宅の建築になります。

以上、周辺の農地には影響は無いものと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員に申し上げます。

○●番 ●● ●●委員

住宅建設工事のための資材置き場となります。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

○●番 ●● ●●委員

2番の譲り受け人は、他に同様の資材置き場を所有していませんでしたか。

○事務局

草津市に一か所保有されており、守山市内にはありません。

○●番 ●● ●●委員

このような資材置場では、ここは地区計画区域内では無いが一旦農地法から外れると、農家住宅や分家住宅などの宅地とされてしまうのでないか疑ってしまいます。この周辺では、資材置場が乱立しており周囲の学校や福祉施設にふさわしくないように感じています。

○事務局

市内で大規模な開発があることから資材置場が必要であると聞いています。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人が自ら利用されるのですか。

○事務局

はい。

○議長

資材置場は必要である理由があり、且つ必要最小限の面積であることが整っているのかであり、そのような施設が2か所3か所の複数を保有しているかに関係ないでしょう。

○事務局

はい そうです。

○●番 ●● ●●委員

資材置場が必要な理由を譲り受け人に再度確認してください。

○事務局

はい。

○議長

3番については、資材置場への転用ですが一部が道路の拡幅に利用されるようですので、転用目的は「資材置場および道路の拡幅」が正しいのではないですか。

○事務局

土木管理課および開発調整課に確認して、進めてまいります。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第10号から報告第16号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

4件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 12 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

6 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 14 号 農地使用貸借解約通知について

6 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 15 号 農地変更届出について

3 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 16 号 諸証明書 of 交付状況について

2 件の交付です。内容については記載のとおりで
す。

以上です。

○議長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 35 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 3 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

5 番 木村 伊太郎 委員

6 番 寺田 久重 委員